

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・浸水：ハザードマップ)

高崎市のハザードマップによると、当会地域においては1mを超える浸水が予想される地域は極僅かであり大きな洪水被害の発生は少ないと想定される。過去には、群馬地域において数か所道路浸水が発生しているが、現在では下水施設の整備充実が図られてきており大きな浸水・土砂災害の発生はほとんどない状況である。



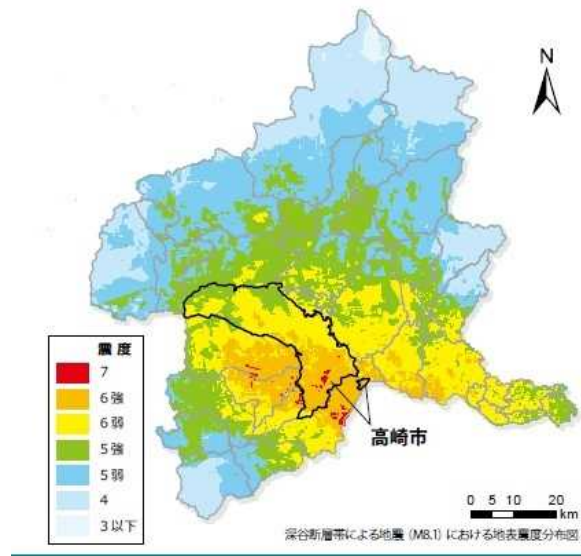
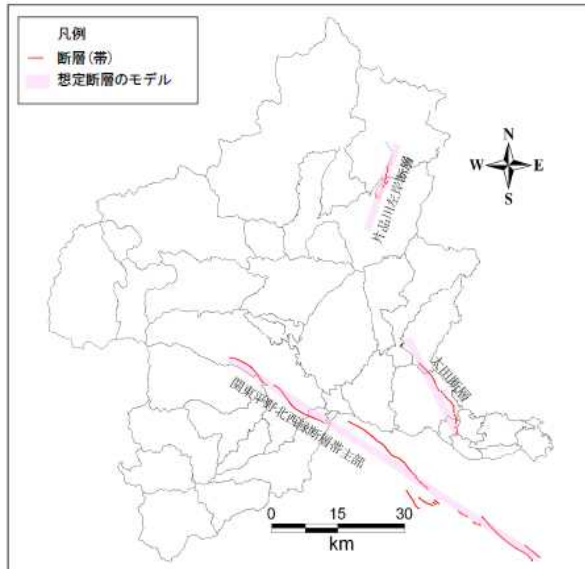
※高崎市浸水実績図

(土砂災害：ハザードマップ)

高崎市のハザードマップによると、山間の榛名地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、当地域においては直接的な土砂災害の影響は少ないと思われる。

(地震：ハザードマップ)

高崎市のハザードマップによると、高崎市周辺において、大きい地震を発生させるような活断層としては、この断層帯で高崎市直下をとる「深谷断層帯」がある。この活断層により想定される地震は最大でマグニチュード 8.1 であり、当該地域の多くは震度 6 弱が想定される。



(出展：群馬県地震被害想定調査：平成 24 年 6 月)

今後 30 年以内・50 年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ 0%~0.1%、0%~0.2%と地震災害の可能性は低いが、発生した場合、人的物損被害は勿論、ライフライン被害も甚大（地震直後全域で断水、全域復旧には1ヶ月程度を要する）であるため、多くの事業所が影響を被ると想定される。

**【群馬地域における近年の自然災害による被害状況】**

- |               |           |           |      |               |         |
|---------------|-----------|-----------|------|---------------|---------|
| ①平成 24 年 6 月  | 台風 4 号    | 市道への倒木    | 稲荷台町 | H24. 6. 29    | 台風 4 号  |
| ②平成 26 年 2 月  | 平成 26 年豪雪 | の除雪作業     | 保渡田町 | H26. 2. 14-16 |         |
| ③平成 28 年 8 月  | 市道の道路冠水   |           | 三ツ寺町 | H28. 8. 22    | 台風 9 号  |
| ④平成 29 年 10 月 | 台風 21 号   | 法面崩落・土砂流出 | 引間町  | H29. 10. 22   | 台風 21 号 |
| ⑤平成 30 年 1 月  | 市道の積雪     | と倒竹       | 棟高町  | H30/1/22      | 大雪警報    |
| ⑥令和元年 10 月    | 台風 19 号   | 法面崩落・土砂流出 | 引間町  | R1/10/12      | 大雨特別警報  |

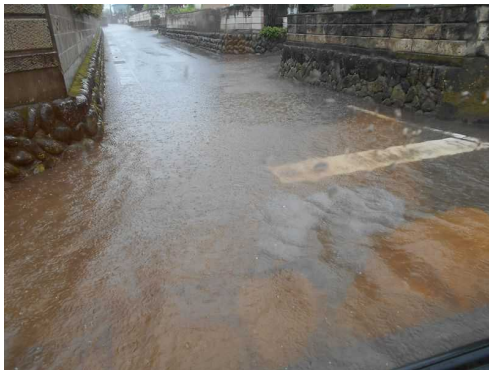
(次頁抜粋写真参照)



①H24.6 台風4号市道へ倒木(稲荷台町)



②H26.2 豪雪除雪作業(保渡田町)



③H28.8 台風9号市道の道路冠水(三ツ寺町)



④H29.10 台風21号法面崩落・土砂流出(引間町)



⑤H30.1 大雪警報発令時市道の積雪と倒竹(棟高町)



⑥R1.10 台風19号法面崩落・土砂流出(引間町)

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1, 322人
- ・ 小規模事業者数 940人

(H28 経済センサス活動調査・確報 (H30. 6. 28 公表) による)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	168	142	地域内に広く分布している
	製造業	173	139	地域内に広く分布している
	卸小売業	395	348	地域内に広く分布している
	飲食宿泊業	111	79	三国街道沿いを中心に点在
	サービス業 他	475	232	地域内に広く分布している

(3) これまでの取組み

1) 高崎市の取組

- ①高崎市地域防災計画の策定
- ②高崎市総合防災訓練の実施
- ③ハザードマップによる啓蒙活動
- ④災害時の避難所の開設
- ⑤「安心ほっとメール」の配信

※防犯・防災・火災・気象・市政の地域情報を随時メールにて配信。登録料は無料。

2) 高崎市群馬商工会の取組

- ①「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
- ②事業者BCPに関する国の施策の周知
- ③事業者BCP策定セミナーの開催
- ④ぐんま共済等と連携した損害保険への加入促進
- ⑤防災備品 (スコップ、懐中電灯、非常食等) を備蓄 (別途、高崎市における備蓄物品も有)
- ⑥高崎市 (支所) が実施する防災訓練への参加及び協力

2 課 題

当会の現状では、災害時において会員事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、各地区役員からの情報、群馬県や高崎市の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、災害時の対応を指導できる経営指導員も存在しない。

また、行政への連絡体制や情報共有、役割分担も確立できておらず、行政・当会双方が事業所から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じるのみである。

保険・共済業務については共済担当者及び以前に経験した職員のみが簡易説明を実施できる程度であり、昨今の自然災害の状況を鑑み、当会として当会事業者が被災した際の支援をいかに講じるか、という行動規範の策定が急務となっている。

### 3 目 標

- ①管内事業者に対し、平時から災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するため、BCP 計画策定支援を実施する。
- ②管内事業者の BCP 計画策定に併せ、事業継続力強化計画の認定と連鎖倒産防止の観点から、セーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。
- ③組織内において平時からの情報と支援知識の共有など、支援体制の構築を図る。
- ④災害発生時において、行政との連絡体制・情報共有・役割分担を明確化を図る。
- ⑤金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた際には、速やかに群馬県へ報告を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年6月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と高崎市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

① 事前の対策

【小規模事業者に対する災害リスクの周知】

- ・経営指導員による巡回等において、高崎市のハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを啓蒙する。また、災害時に有益な情報（当会員向け保険制度等のパンフレット）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。
- ・当会ホームページにおいて事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、高崎市の防災計画等を紹介することで当会員事業者に対し災害リスクについての意識向上を図る。
- ・事業継続計画について、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を講じる。
- ・必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員が同行訪問により、管内小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。
- ・群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。

【高崎市群馬商工会の事業継続計画の作成】

- ・当会は平成29年に「事業継続計画」を作成（別添）。

【関係団体等との連携】

- ・事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合や日本政策金融公庫との連携を強化し、管内小規模事業者を対象とした「事業継続計画策定セミナー」や災害被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。
- ・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対し、事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナーの実施。

【フォローアップ】

- ・管内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケート調査等により把握する。また、当該計画の策定が困難な事業者については、経営指導員がアドバイスをするとともに、専門的な内容については、ぐんま共済協同組合との協力体制において、策定支援を講じる。
- ・群馬県商工会連合会と各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに改善点や効果的な支援策を協議する。

【当該計画に係る訓練の実施】

- ・自然災害（例：令和元年台風19号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、高崎市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施。）

## ② 発災後の対策

### 【応急対策の実施可否の確認】

- ・自然災害等発災時においては、まず当会職員の安否確認を第一と考える。安否確認のうえで、下記手順により、被害状況を把握し法定経営指導員が高崎市等関係機関へ連絡を行う。
- ・災害発災後、速やかに当会職員の安否確認を以下の順位に基づいて行う。
  - 順位 1・携帯メール一斉送信または LINE による安否確認
  - 順位 2・未返信者へメール再発信。安否確認（2回目）上記順位 1. に同じ。
  - 順位 3・未返信者へ携帯電話→自宅電話→緊急電話へ連絡。上記内容についてヒアリングを行う。
  - 順位 4・自宅及び避難所訪問。自宅等に訪問し上記内容の確認を行う。
- ・当会職員の安否確認と業務従事可否や被害状況等を高崎市、群馬県商工会連合会にて共有する。
- ・業務従事可能である場合は速やかに当会員事業所の被害把握に努める。

### 【応急対策の方針決定】

- ・当会において把握した被害状況や被害規模を高崎市へ報告し、情報の共有を図った後に応急対策の方針を決定し、然るべき支援を講じる。
- ・当会職員が電話や状況に応じて現地確認により、被害が見込まれる地域の事業所の被害状況を把握。なお、職員の生命に危険が及ぶ災害状況の場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後の調査を行うこととする。
- ・被害状況を確認した状況をまとめ高崎市、群馬県商工会連合会へ報告する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所全壊（1階天井まで浸水など、事業所が全壊）</li><li>・大規模半壊（床上 1mまで浸水など、事業所内で大きな被害が発生）</li><li>・半壊（床上で浸水が見られ、事業所内で大きな被害が発生）</li><li>・被害が見込まれる地域の事業所と連絡が取れない、または交通網が遮断され、確認ができない）</li></ul>
被害が見られる	<ul style="list-style-type: none"><li>・半壊に至らない床上浸水（事業者内で比較的軽微な被害が発生）</li><li>・床上浸水（什器・備品の破損など）</li><li>・床下浸水</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所敷地内等で浸水はあったが、被害を受けたとまでは言えない。</li><li>・目立った被害の情報はない。</li></ul>

※想定は内閣府「災害に係る住家の被害認定」を参考

- ・本計画により当会、高崎市、群馬県商工会連合会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

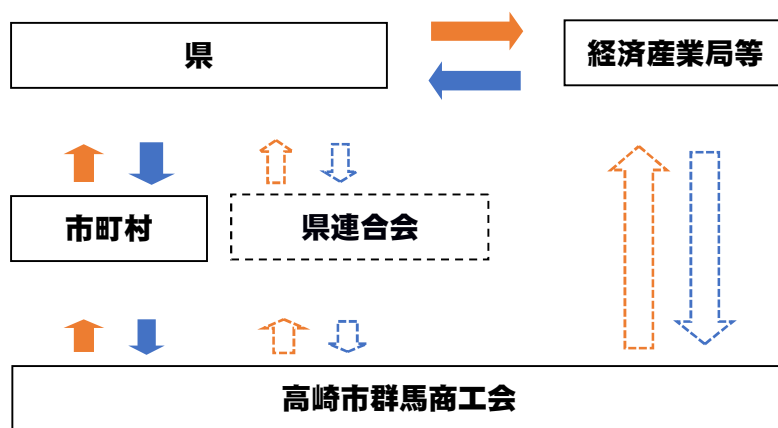
発生直後～	速やかに情報共有を行う
発生後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適宜情報共有を行う
1ヶ月以降	適宜情報共有を行う

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制＞下図は、連絡ルート

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、高崎市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と高崎市と情報を共有した上で、当会が、商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県へ報告する。

※当会が高崎市と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）を参照。

(連絡ルート)



塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・高崎市と協議のうえ、災害に対する相談窓口の開設を行う。国や全国商工会連合会の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者の被害状況の詳細確認を行う。
- ・応急時に有効な国や群馬県、高崎市の被災事業者施策、日本政策金融公庫の災害貸付等について会員事業者にも周知し、必要に応じて利用方法の指導を行う。



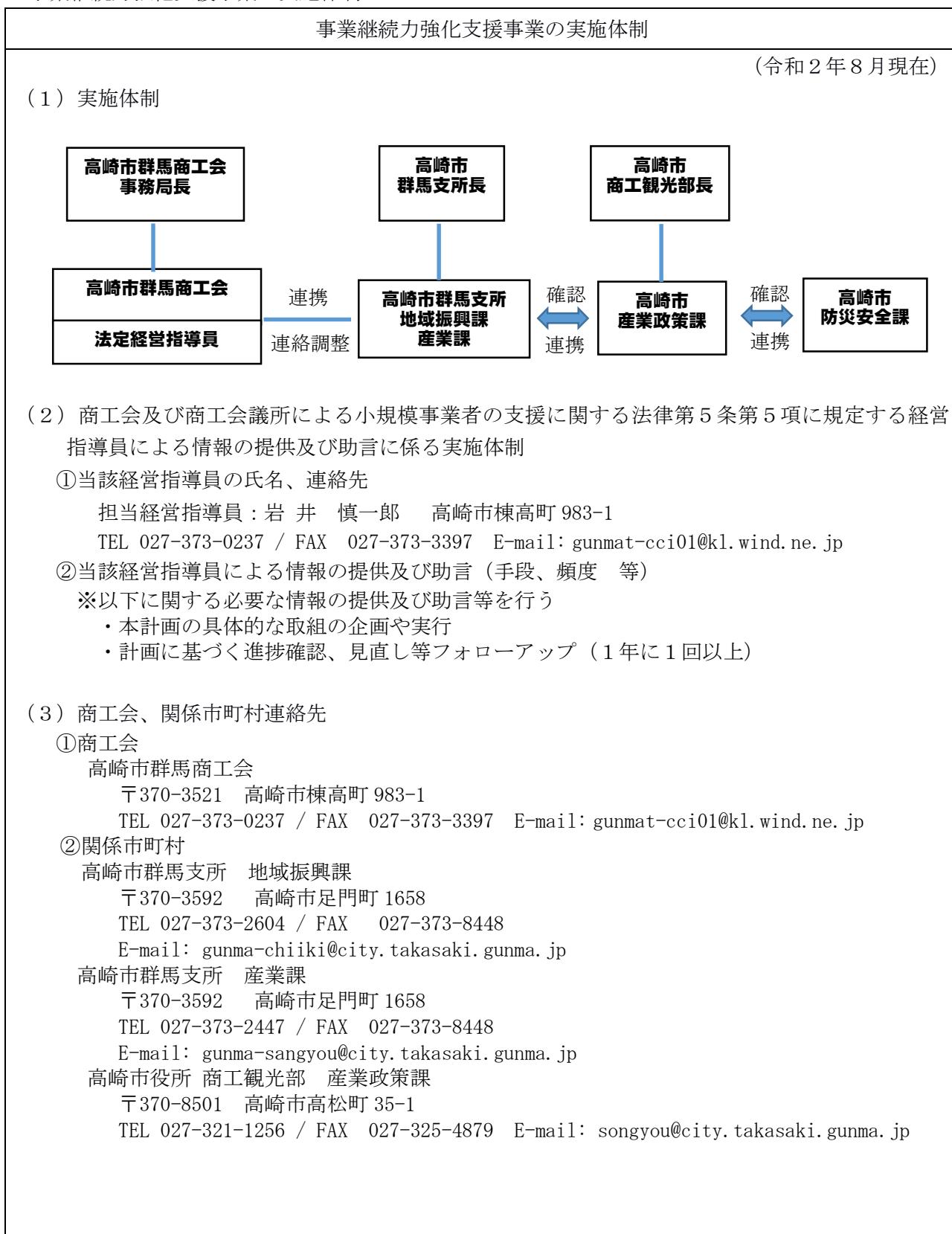
⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や群馬県、高崎市の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を講じる。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」についての助言を行う。
- ・被害規模が大きく、高崎市や商工会のみでの対応が困難または不可能である場合は、他の地域からの応援派遣等を高崎市を通じて群馬県に相談する。
- ・国や群馬県、高崎市の復興支援施策等について会員事業者に周知し、必要に応じて利用方法の指導を行う。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(4) 被害情報等報告先

群馬県商工会連合会総務企画課

〒371-0047 群馬県前橋市関根町3-1-8

TEL 027-231-9779 / FAX027-234-3378 E-mail: somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	40	270	270	270	270
・セミナー開催費	0	100	100	100	100
・専門家派遣費	0	100	100	100	100
・チラシ等作製費	30	50	50	50	50
・その他経費	10	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

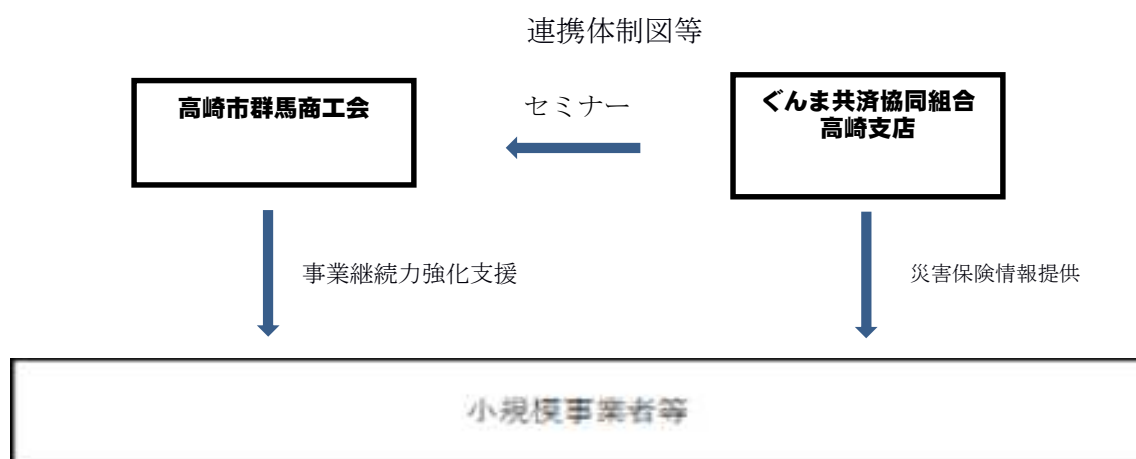
調達方法
会費収入、高崎市補助金、群馬県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携者名	
ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝	
連携して実施する事業の内容	
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援	
連携して事業を実施する者の役割	
連携者名	役割
ぐんま共済協同組合 高崎支店 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内	①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内



【別紙】 実態調査票

実態調査票（高崎市群馬商工会）

団体名	高崎市群馬商工会
担当者	
電話番号	027-373-0237
メールアドレス	gunmat-cci01@kl.wind.ne.jp

被害合計金額  
¥0

事業所名	住所	業種	従業員数	操業(営業)停止 (有・無・復旧)	被害額 ※事業の再建に必要な額、おおよそで可	(被害額内訳)					被害状況 ※〇年台風〇号等の災害名を記載 ※被災状況がつかめる内容 ※操業停止した場合は、おおよその期間(見込みでも可)を記載
						土地 (堆積土砂排除費・整地費) (事業用資産に限る)	建物 (事業用資産に限る)	機械設備	車両 (事業用資産に限る)	商品、原材料、仕掛品等	
例 (例) ○○株式会社△△営業所	○○町△△	製造業	5	有	¥25,000,000	¥0	¥5,000,000	¥10,000,000	¥10,000,000	¥0	・ 建屋損壊に伴い加工設備(2台)が被害 ・ 1週間程度操業停止
例 (例) 有限会社○○	○○町△△	卸売業、小売業	5	無	¥1,500,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥1,500,000	店舗の床上浸水に伴い商品が破損
例 (例) △△旅館	○○町△△	宿泊業、飲食サービス業	5	有	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	建物の直接的な被害はないが、県道の寸断により、半年程度は営業再開できない状態(損失は、約2,000万円)
1					¥0						
2					¥0						
3					¥0						
4					¥0						
5					¥0						
6					¥0						
7					¥0						
8					¥0						